

『三代集の基礎的研究』要旨

はじめに

立石 大樹

本論文は、『古今和歌集』、『後撰和歌集』、『拾遺和歌集』の三つの勅撰和歌集、所謂「三代集」、および『拾遺和歌集』の前身となつた『拾遺抄』を取り上げて論じるものである。

今日、平安時代に成立したこの三代集は、活字化され多くテキスト化されている。しかし、その底本に採用されているのは、後世に最も流布した流布本を採用している。平安朝成立の古典文学作品は、文学作品が印刷されず、人の手で書き写された「写本」で読み継がれてきた。よつて、時には原作者や撰者の改変によつて、あるいは読者（書写者）による改変、誤写よつて、またあるいは歌学者等の研究成果などを反映しつつ書写され、同一作品であつても様々な形の本文が行われていたと考えられる。

しかし、ある時、世に歌壇などで力を持った写本が出現すると、その本が人々の垂涎の的となり、多くの人々に書き写され、次第に流布本となつていくと考えられる。よつて、今日残る三代集もそういった本から写された系統の本文が圧倒的多く現存し、今日、活字化される際には流布本が底本に用いられるわけである。三代集においては、鎌倉初期に成立した藤原定家が校訂・書写本した所謂、定家本がそれである。

しかし、流布本とはあくまでその作品享受史の歴史の中で生まれた一写本の姿であつて、絶対的な本文ではない。ましてや、作者の原作本でもない。むしろ、流布本出現前に多くの人々に間に行われていた様々な本文の動きを止めた存在ということができる。そこで、現存数は流布本に対し圧倒的に少ないが、流布本に對置する「異本」に焦点を当ててみた。後世に流布した流布本以外の本文が、かつてはどうか行われていたのか、どのような姿を有し、流布本に對してどのような性格を持ち得るのかを考察することを、本論文の目的とし、テキスト化された活字本だけをみていたのでは分からないその作品の本文を考察しようとするものである。

一 『古今和歌集』の研究

我が国初の勅撰和歌集『古今和歌集』の流布本は、先に述べたように、鎌倉初期に藤原定家が校訂・書写した所謂、定家本である。中でも、二条家の証本とされた貞応二年本、次いで冷泉家の証本とされた嘉祿二年本が流布している。

まず、定家本出現前に書写された藤原公任を伝承筆者とする写本を取り上げ、「一 伝藤原公任筆『古今和歌集』考」として考察を加えた。従来の研究では定家本に近いとされてきたが、その理由は平安後期に力を持った新院御本影響下にあることを指摘した。ただし、定家本や定家本の元となつた俊成本も新院御本の影響下にある。しかし、それらに比べれば公任筆本が多く平安時代に行われていた本文を有していることを確認した（ただし、俊成が家用ではなく他家に見せる本とは多く一致している）。また、定家本が本文中から省いた墨滅歌を公任筆本も持たないが、それら墨滅歌を本文中に持たない系統の本としては最古の書写本であること指摘した。よつて、平安書写であり、二十巻すべてをみる公任筆本は、平安後期から流布本の定家本に連なる本文の動きを考える上で、貴重な存在であろうと考えた。

次に藤原家隆を伝承筆者とする古筆切を取り上げ「二 伝藤原家隆筆六半切『古今和歌集』考」とした。流布本の定家本とは異

なる異本ではあるが、異本歌の共有点、左注の有無、本文異同から特徴として、元永本系統の本文を伝えるものではないかと考えた。ただし、元永本や、元永本と同系統の唐紙卷子本・筋切と完全に一致するものではなく、中には志香須賀文庫本などの他系統、俊成本・定家本などの混態系統がまみ見られることから、元永本系統をもとにはしているが、他本と接触を経ているのが当該断簡の性格であろう、と考察した。

また、九条兼実を伝承筆者とする古筆切を取り上げ「三 九条兼実筆六半切『古今和歌集』考」とした。断簡数が僅かなため、流布本の定家本に對置するとはいえても、現存するその系統にも当てはまらない。よって、『古今和歌集』の、流布本以前に行われていた新系統の本文を有す可能性を指摘し、今後、ツレの断簡を注視しながら活用する必要性を述べた。

最後に、附章として僅かに二葉しか確認できない鎌倉切を取り上げ、「附 鎌倉切『古今和歌集』考」とした。僅かに二葉ながら元永本系統の本文を有する可能性を指摘し、そのような断簡数の微々たる古筆切であっても、本文研究上注意すべき存在があり、注視すべきであることを指摘した。

二 『後撰和歌集』の研究

二番目の勅撰和歌集『後撰和歌集』の流布本も定家本である。ほぼ天福二年書写本が用いられ、今日、活字化されたテキストもこれを底本とする。

「一 雲州本『後撰和歌集』考」として、雲州本が持つ草稿的な性格を指摘した。歌数が流布本はじめ諸本に比して最も多いこと、詞書や作者名表記に未整然な感じが強いことを根拠とした。一方、書写年代が下ることから他系統本との接触とみられる雲州本が持つ後代的な本文についても確認したが。その上で、雲州本がやはり多く草稿本的性格を有することから『後撰和歌集』の編集初期の姿はこの雲州本を軸として、諸本と照らし合わせながら考察すべきであろう旨を指摘した。

一方、古筆切の中に雲州本と同系統のものがみられることを確認したのが「二 伝冷泉為尹筆四半切『後撰和歌集』考」である。諸本間においてみた際、雲州本に完璧なまでに一致し、この断簡が雲州本系統の内容を伝えるものであると指摘した。併せて、雲州本も為尹切も流布本となった定家本出現後時代のかなり下る書写になるものであり、定家本出現後といっても一挙に定家本が市民権を得たのではなく、まだまだ様々な系統の本文が世に広く行われており、人々の間で読まれていたのだろうと指摘した。

「三 伝二条為藤筆四半切『後撰和歌集』考」として、五葉という僅かな古筆切の中でも、流布本とは大きく異なる本文を有するものがあることを指摘した。また、書写年代が流布本出現後の後の古筆切である。よって、繰り返し、流布本の定家本出現後でも様々な本文が行われていたことを指摘し、第一章で取り上げた鎌倉切のように『後撰和歌集』の場合も注視すべき旨を述べた。一方、書道芸術史上などで高い注目を集めていない古筆切であっても、十分な現存量を誇るものがあるという一例として阿仏尼を伝承筆者とする角倉切を取り上げ「四 角倉切『後撰和歌集』考」として考察した。歌序の相違、作者名表記、本文異同から流布本である定家本と大きく距離がありながら、異本系統とも大きく異なり、従来知られた『後撰和歌集』の諸本分類のどれにも収まらない新出系統として位置付けることが可能ではないか、と指摘した。

古筆切以外にも、今日、通説化された諸本分類がなされた以降に出現した坊門局を伝承筆者とする完本を取り上げ、「五 伝坊門局筆『後撰和歌集』考」とした。従来は、作者名表記の上から清輔本の一本とみられてきたが、細かに異同を取ると、確かに作者名表記には清輔本に一致するところも認められるが、その他の異本にも一致している。本文は、流布本である定家本とはもちろん、

清輔本とも距離が確認されることを確認した。その上で、定家本の中でも定家の初期の書写にかかり、むしろ異本的性格の強い定家無年号本との共通性が多いことに注目し、清輔本というよりは、定家の無年号に連なる一本ではないかと想定した。ただし、完全な一致をみせるものではなく、後半部分は異本系本文を多く有しながら無年号本とも距離が生ずることから、定家無年号本に連なってゆく一本とは位置付けられそうだが、無年号本までには至っていない、異本系統の中でも本文はかなり定家の時代に近く時代の下るものであるかと考察した。よって、位置付けとしては清輔本からは一度外して古本系統に置くことが妥当であろうと述べた。

三 『拾遺抄』『拾遺和歌集』の研究

三番目の勅撰和歌集は『拾遺和歌集』だが、『拾遺和歌集』はまず先立つ『拾遺抄』をベースに花山院が増補・改訂して成立した作品である。よって、享受史の中では『拾遺抄』と『拾遺和歌集』がともに共存しながら伝わってきたことから、『拾遺抄』と『拾遺和歌集』両方を取り上げた。

まず、『拾遺抄』の内容を伝える小松切を取り上げ「一 小松切『拾遺抄』考」として考察した。小松切は鎌倉書写にかかるが、多くの伝存枚数が確認されることが理由である。従来、『拾遺抄』の異本系統が『拾遺和歌集』に受け継がれたとみられてきたが、『拾遺和歌集』に受け継がれた以降の『拾遺抄』本文を持つのではないかと考えた。小松切は異本系系統ながら、従来の諸本系統に組み込まれた異本系統よりは流布本に近づいている面がある。またその際、流布本の本文は『拾遺和歌集』や『拾遺抄』の異本系統と対立することから、『拾遺抄』の中でも異本系統の中では流布本に向かいつつある時期の本文を有しているのではないかとその可能性を指摘した。

また、「二 関西大学総合図書館蔵 異本『拾遺和歌集』考」では、形態では異本第一系統を保ちながら、相当混態した本文を持つ写本と考察した。『拾遺和歌集』も流布本は定家本の天福元年書写本である。関西大学本は、異本の形態ではあるが流布本の定家本ともかなりの混態を見せ、その影響下にありながら、流布本にまでは成りきれなかった写本ともいえる。江戸時代になっても異本系統を保ちつつ享受された本文が確認された。一方、現在では最古体と思われる多久市立本のみにもみられる古い本文も有しており、流布本の出現後そうとう経過した江戸時代においても長く様々な本文で『拾遺和歌集』を読んでいた人々がいたことを『古今和歌集』『後撰和歌集』同様に指摘した。